

事務総局会議（第3回）議事録

日時	平成28年2月2日（火）午前10時00分～午前10時58分
場所	総局会議室
出席者	戸倉事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，菅野民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	平成28会計年度における協議会等開催計画について 中村総務局長説明（別紙）
結果	◎ 了承
秘書課長 氏本 厚 	

平成28会計年度における協議会等開催計画

事務総局会議配布資料

(平成28. 2. 2総一印)

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官, 所長会同	6月	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官, 地・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月24日, 25日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月16日	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月7日, 3月3日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月16日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁の総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月10日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ (高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ (高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ (高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ (高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月27日	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員, 家事調停委員	民事局 家庭局	58人
15	民事事件担当裁判官協議会	7月	1日	1 審理判断の状況等を客観的に把握し, 裁判の質を高めるための方策 2 当事者との間で認識を共有しつつ, 争点整理を進めるための方策について	各高裁の民事事件を担当する裁判官各1人 (陪席) 及び東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松の地裁裁判官各1人 (部総括)	民事局	21人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
16	民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会	11月17日	1日	1 倒産手続の透明性・公平性を高める方策の検討状況とそのあい路について 2 民事執行事件の更なる運用改善のために取り組むべき事項について 3 民事執行法改正が執行事務に与える影響等について	高裁所在地にある各地裁，横浜，さいたま，千葉，京都及び神戸の各地裁の執行及び倒産担当の裁判官1人（執行，倒産を担当している部が異なる場合には2人とすることも可），民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人	民事局	28人程度（見込み）
17	労働関係事件事務打合せ	10月	1日	労働関係事件の審理運営等に関し考慮すべき事項	東京，横浜，さいたま，千葉，大阪，京都，神戸，名古屋，広島，福岡，仙台，札幌及び高松の地方裁判所の部総括各1人	行政局	13人
18	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月20日	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

平成28会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

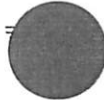
番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	広報担当者協議会	12月～翌年1月	0.5日	1 適時、適切な報道対応を行う上での留意事項等について 2 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項について	1 高裁の総務課長、同課課長補佐及び広報係長 2 地裁及び家裁の総務課長（小規模庁等で地家裁のいずれか一方の総務課長を総務（広報）担当課長とする庁については、高裁の判断により、同課長のみを協議員とすることも可）	各高裁所在地から開催地を選定予定（合同開催）	広報課	124人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の部総括裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	人事局	約130人
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁	経理局	110人
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に関し、考慮すべき事項	高裁の事務局次長、会計課長及び同課企画官、地・家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	77人
7	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定（9月～11月）	1日	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
13	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する 地裁で決 定
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的 知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で 決定
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3 月)	1日～ 2日	司法委員としての職務につき必要な実践的 知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で 決定
16	民事事件担当裁判官協 議会	12月～翌年1月	1日	1 審理判断の状況等を客観的に把握し、 裁判の質を高めるための方策 2 当事者との間で認識を共有しつつ、争 点整理を進めるための方策について 3 今後の簡裁の民事事件の動向を踏まえ た審理運営における地簡裁の連携 ※ なお、協議事項3については、簡裁の 民事事件担当裁判官等協議会と合同開催と する。	各地裁の民事事件を担当する裁判官各1 人(東京及び大阪の各地裁は各2人) (部総括又は右陪席)	各高裁(合同開催で4開 催、開催地未定)	民事局	52人
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3 月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮す べき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の 監督委員及び個人再生委員、会社更生事 件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で 決定
18	簡易裁判所民事事件担 当裁判官等協議会	12月～翌年1月	1.2日	1 今後の簡裁の民事事件の動向を踏まえ た審理運営における地簡裁の連携 2 交通損害賠償訴訟事件における簡裁の 庁としての取組及び関係職種との連携 3 簡裁における民事調停事件の在り方 ※ なお、協議事項1については、1日目 に、協議事項2及び3は2日目に協議をす る予定とし、協議事項1については、地裁 の民事事件担当裁判官等協議会と合同開催 とする。	1 各地裁本庁併置簡裁の民事事件を担 当する裁判官1人(東京及び大阪の各簡 裁は各2人。なお、訴訟事件担当裁判官 及び調停事件担当裁判官各1人ずつ) 2 1の簡裁を管轄する地裁の民事首席 書記官又は民事次席書記官(東京は簡裁 民事首席書記官、大阪、名古屋、福岡及 び札幌は簡裁首席書記官)1人 ※ なお、協議員2については、2日目 のみとする。	各高裁(合同開催) 4庁で実施予定	民事局	102人
19	刑事事件担当裁判官協 議会	1月～2月	1日	裁判員制度の運用に関し考慮すべき事項	高・地裁の裁判官	(合同開催)4高裁で開 催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3 月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記 官	各地裁	刑事局	各地裁で 決定
21	心神喪失者等医療観察 法関係研究協議会	各地裁で決定 (10月～翌年3 月)	0.5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び 実体的な判断の在り方に関して考慮すべき 事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補 者並びに地裁の裁判官	各地裁	刑事局	各地裁で 決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で 決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で 決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁 (東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で 決定
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で 決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(1月～2月)	0.5日	1 刑の一部執行猶予制度の運用状況について 2 社会貢献活動制度の運用状況について 3 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で 決定
27	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地 所在地の地裁判事	(一部合同開催)4高裁 で開催(開催地は未定)	刑事局	108人
28	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0.5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)、集約庁(立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山)を含む地方裁判所支部所在地の検察審査会の事務局長	(一部合同開催)4～5 高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	76人
29	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で 決定
30	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で 決定
31	知的財産権訴訟研究会	10月～11月	0.5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
32	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	11月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） （注）主催は知財高裁	東京高裁（知財高裁）	行政局	知財高裁で決定
33	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官，家裁調査官，家事調停委員，参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（5月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官，家裁調査官，福祉関係，医療関係，その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から，各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	少年保護関係機関等との連絡協議会	各家裁で決定（5月～翌年3月）	1日～3日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官，家裁調査官，保護関係，教育関係及び警察関係，その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から，各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	新任参与員研修会	各家裁で決定（1月～3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
40	参与員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	（合同開催）※予定 東京（東京，札幌），大阪（大阪，広島），名古屋（名古屋，仙台），福岡（福岡，高松）	家庭局	50人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
42	家事事件担当裁判官等 協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当 する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁（一部合同開催） 東京 大阪 名古屋 広島（広島、高松） 福岡 仙台（仙台、札幌）	家庭局	各高裁で 決定

事務総局会議（第4回）議事録	
日時	平成28年2月9日（火）午前10時00分～午後零時13分
場所	総局会議室
出席者	戸倉事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，菅野民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 外国出張計画について 氏本秘書課長説明（別紙第1及び別紙第2） 2 高裁長官事務打合せの開催について 中村総務局長説明（別紙第3）
結果	◎ 了承 1, 2
秘書課長 氏 本 厚 	

平成 2 7 年度外国出張計画 (変更)

出張

裁判官司法事情研究

(変更前) 合計 4 人

連邦司法センター (FJC) との司法交流及び裁判官研修の実情調査

(米国, 約 1 週間) 【司法研修所】 【秘書課】 裁判官 4 人

(変更後) 合計 4 人

連邦司法センター (FJC) との司法交流及び裁判官研修の実情調査

(米国, 約 1 週間) 【司法研修所】 裁判官 3 人

連邦司法センター (FJC) との司法交流及び裁判官研修の実情調査等

(米国, フランス, 約 1 0 日間) 【秘書課】 裁判官 1 人

(平成 28. 2. 9 秘書渉外二印)

平成 2 8 年度外国出張計画 (年度当初 (5 月, 6 月) 実行分)

出張

国際会議

合計 6 人

- (1) 日米知的財産法シンポジウム (米国, 約 1 週間) 【行政局】

裁判官 1 人

- (2) INTA (International Trademark Association) 2016 年次総会

(米国, 約 1 週間) 【行政局】

裁判官 1 人

- (3) ローエイシア家族法・子どもの権利会議

(香港, 約 5 日間) 【家庭局】

裁判官 3 人, 一般職 1 人

(別紙第 3)

事務総局会議資料
(2 月 9 日開催)

事務総局会議配布資料
(平成 2 8 . 2 . 9 総一印)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 3 月 3 日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8 人

随員 高等裁判所事務局長 8 人

6 日程

時間 日 (曜日)	11 : 00 ~ 14 : 10	14 : 10 ~ 17 : 00	協議終了後
3 日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

事務総局会議（第5回）議事録	
日時	平成28年2月23日（火）午前10時00分～午前11時55分
場所	総局会議室
出席者	戸倉事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，菅野民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，松本情報政策課参事官，門田審議官
議事	1 最高裁判所行政不服審査委員会規則の制定及び行政不服審査法の改正に伴う裁判所の事務処理態勢について 中村総務局長説明（別紙第1） 2 最高裁判所事務総局分課規程等の改正について 中村総務局長説明（別紙第2及び別紙第3） 3 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部改正について 中村総務局長説明（別紙第4） 4 民事調停委員，司法委員等に関する研修会・研究会の開催について 菅野民事局長説明（別紙第5） 5 鑑定委員協議会の開催について 菅野民事局長説明（別紙第6） 6 裁判員等経験者の記者会見について 平木刑事局長説明 7 家事調停委員，参与員等に関する研修会・研究会の開催について 村田家庭局長説明（別紙第7）
結果	◎ 裁判官会議付議 1，2，3，6 ただし，2については別紙第2について，裁判官会議に付議 ◎ 了承 2，4，5，7 ただし，2については別紙第3について，了承
秘書課長 氏 本 厚 司	

(別紙第 1)
事務総局会議資料
(2 月 23 日開催)

(平成 28. 2. 23 総務局)

最高裁判所行政不服審査委員会規則の制定について

(配布資料目録)

- 1 裁判官会議議決事項 (案)
- 2 最高裁判所行政不服審査委員会規則 (案)
- 3 理由 (案)

裁判官会議議決事項（案）

- 1 最高裁判所行政不服審査委員会規則を別紙のように定める。
- 2 下記の事務については、最高裁判所長官に委任する。ただし、最高裁判所長官において裁判官会議の議を経ることが適当と認める事務は、裁判官会議の議によりこれを行う。
- 3 最高裁判所長官は、上記２の委任に基づき下記の事務を行った場合において、必要と認めるときは、裁判官会議に報告する。

記

最高裁判所が、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）、行政不服審査法施行令及び最高裁判所行政不服審査委員会規則に基づき、審査庁、審査庁となるべき行政庁又は不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁として行うべき事務（裁決（同法第２４条の規定に基づく裁決を除く。）を除く。）

以上

理 由

裁判所における行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件について、審理手続及び裁決の一層の公正性を確保するため、最高裁判所又は最高裁判所長官の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議するための機関として、最高裁判所に、最高裁判所行政不服審査委員会を設置するとともに、その組織及び調査審議の手続並びに同委員会への諮問等について定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

(平成 2 8 . 2 . 2 3 総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(平成二八・二・二三総一印)

最高裁判所規程第 号

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号中「情報化」の下に「の推進及び情報セキュリティの確保」を加える。

第五条中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 最高裁判所行政不服審査委員会の庶務に関する事項

第五条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報等の取扱いに関する事項

九 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づき最高裁判所又は最高裁判所長官が審査庁として行う事務に関する事項

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条 削除

第九条 人事局に総務課、任用課、能率課、調査課、公平課及び職員管理官を置く。

第十条 人事局総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判官以外の裁判所職員（民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の委員等を除く。）の任免等に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）

二 裁判官以外の裁判所職員の採用試験、選考等に関する事項

三 給与に関する事項（裁判官の報酬の決定に関する事項を除く。）

四 退職手当等に関する事項

五 公務災害補償に関する事項

六 裁判官以外の裁判所職員の人事評価に関する事項

七 退職管理に関する事項

八 人事記録に関する事項

九 人事局の事務の総合調整に関する事項

十 人事局の他の課及び職員管理官の所掌に属しない事項

第十一条各号を次のように改める。

一 裁判官の指名、補職等に関する事項

二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十五条第一項の選考に関する事項

三 裁判官の報酬の決定に関する事項

四 裁判官の人事評価に関する事項

五 裁判官の服務に関する事項

六 民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の

委員等の任免等に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）

七 司法修習生の採用、罷免、考試等に関する事項

八 司法修習委員会の庶務に関する事項

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条各号を次のように改める。

一 裁判官以外の裁判所職員に対する研修に関する事項（最高裁判所に所属する者に対する研修及び裁判
所以外の機関が実施する研修に関する事項に限る。）

二 表彰に関する事項

三 保健等に関する事項

四 裁判官以外の裁判所職員の勤務時間及び職務に係る倫理その他の服務に関する事項

第十四条第二号中「身上調査、」を削る。

第十五条各号を次のように改める。

一 不利益処分についての審査請求その他の審査請求についての審査に関する事項

二 災害補償の実施に関する審査の申立てについての審査に関する事項

三 給与の決定に関する審査の申立てについての審査に関する事項

四 勤務条件に関する行政措置の要求についての審査に関する事項

五 人事についての苦情処理に関する事項

六 裁判所職員退職手当審査会の庶務に関する事項

第十六条中「職員団体に關する」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

一 職員団体に關する事項

二 勤務条件に關する裁判官以外の裁判所職員の意見、要望等の調査に關する事項
第三十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の補助に關する事項

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

理 由

行政不服審査法及び最高裁判所行政不服審査委員会規則の施行に伴い、また、最高裁判所事務総局の事務の適正かつ円滑な運営を図るため、その事務分掌を改める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)

新	旧
第三条の二 情報政策課においては、次の事務をつかさどる。 一 情報化の推進及び情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項 二・三 (略) 第五条 総務局第一課においては、次の事務をつか	第三条の二 情報政策課においては、次の事務をつかさどる。 一 情報化に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項 二・三 (同上) 第五条 総務局第一課においては、次の事務をつか

さどる。

一〇七 (略)

八 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報等の取扱いに関する事項

九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づき最高裁判所又は最高裁判所長官が審査庁として行う事務に関する事項

一〇・一一 (略)

一三 最高裁判所行政不服審査委員会の庶務に関する事項

一四・一五 (略)

第八条 削除

第九条 人事局に総務課、任用課、能率課、調査課、

さどる。

一〇七 (同上)

(新設)

(新設)

一〇・一一 (同上)

(新設)

一三・一四 (同上)

第八条及び第九条 削除

公平課及び職員管理官を置く。

第十条 人事局総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判官以外の裁判所職員（民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の委員等を除く。）の任免等に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）

二 裁判官以外の裁判所職員の採用試験、選考等に関する事項

三 給与に関する事項（裁判官の報酬の決定に関する事項を除く。）

四 退職手当等に関する事項

第十条 人事局に任用課、給与課、能率課、調査課、公平課及び職員管理官を置く。

五 公務災害補償に関する事項

六 裁判官以外の裁判所職員の人事評価に関する

事項

七 退職管理に関する事項

八 人事記録に関する事項

九 人事局の事務の総合調整に関する事項

十 人事局の他の課及び職員管理官の所掌に属し

ない事項

第十一条 人事局任用課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判官の指名、補職等に関する事項

二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第

四十五条第一項の選考に関する事項

第十一条 人事局任用課においては、次の事務をつかさどる。

一 補任等に関する事項

二 裁判官の報酬の決定に関する事項

三 任免その他の人事異動に関する審査及び服務

三 裁判官の報酬の決定に関する事項

四 裁判官の人事評価に関する事項

五 裁判官の服務に関する事項

六 民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就

職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委

員会等の委員等の任免等に関する事項（分限及

び懲戒に関する事項を除く。）

七 司法修習生の採用、罷免、考試等に関する事

項

八 司法修習委員会の庶務に関する事項

第十二条 削除

の宣誓に関する事項

四 試験、選考等に関する事項

五 人事記録に関する事項

六 人事局の他の課及び職員管理官の所掌に属し

ない事項

第十二条 人事局給与課においては、次の事務をつ

かさどる。

一 給与に関する事項（裁判官の報酬の決定に関

第十三条 人事局能率課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判官以外の裁判所職員に対する研修に関する事項（最高裁判所に所属する者に対する研修及び裁判所以外の機関が実施する研修に関する事項に限る。）

二 表彰に関する事項

三 保健等に関する事項

四 裁判官以外の裁判所職員の勤務時間及び職務

する事項を除く。）

二 給与簿に関する事項

三 恩給、退職手当等に関する事項

四 公務災害補償に関する事項

第十三条 人事局能率課においては、次の事務をつかさどる。

一 考課、研修及び表彰に関する事項

二 レクリエーションに関する事項

三 保健及び厚生に関する事項

四 服務に関する事項

五 裁判所職員退職手当審査会の庶務に関する事項

項

に係る倫理その他の服務に関する事項

第十四条 人事局調査課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 栄典等に関する事項

第十五条 人事局公平課においては、次の事務をつかさどる。

一 不利益処分についての審査請求その他の審査請求についての審査に関する事項

二 災害補償の実施に関する審査の申立てについての審査に関する事項

三 給与の決定に関する審査の申立てについての審査に関する事項

第十四条 人事局調査課においては、次の事務をつかさどる。

一 (同上)

二 身上調査、栄典等に関する事項

第十五条 人事局公平課においては、次の事務をつかさどる。

一 異議申立事件等の審査に関する事項

二 苦情処理に関する事項

四 勤務条件に関する行政措置の要求についての
審査に関する事項

五 人事についての苦情処理に関する事項

六 裁判所職員退職手当審査会の庶務に関する事
項

第十六条 人事局職員管理官は、次の事務をつかさ
どる。

一 職員団体に関する事項

二 勤務条件に関する裁判官以外の裁判所職員の
意見、要望等の調査に関する事項

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務を
つかさどる。

一・二 (略)

第十六条 人事局職員管理官は、職員団体に関する
事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務を
つかさどる。

一・二 (同上)

三 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の補助に関する事項

四 (略)

(新設)

三 (同上)

最高裁総一第〇〇〇号

平成 2 8 年〇月〇〇日

最高裁判所事務総局局課長 殿

司 法 研 修 所 長 殿

裁判所職員総合研修所長 殿

最 高 裁 判 所 図 書 館 長 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について
(通達)

平成元年 3 月 2 2 日付け最高裁総一第 8 4 号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

- 1 別表「総務局」の「第一課」の項中「国会係」を「国会係
総合監理調整係」に改め、
同表「人事局」の項を次のように改める。

人 事 局	総 務 課	総務係 庶務係 人事文書管理係 人事法規係 人事情報処理係 給与予算係 制度第一係 制度第二係 制度第三係

	職員任用第一係 職員任用第二係 職員採用試験係 給与第一係 給与第二係 退職給与係
任 用 課	企画係 実施係 試験係
能 率 課	研修健康係 服務倫理係 勤務時間係
調 査 課	分限懲戒係 栄典係
公 平 課	公平係
職員管理官	職員第一係 職員第二係

- 2 別表「経理局」の「営繕課」の項中「企画調査班」を「第一企画調査班
第二企画調査班」に改め、「第三設計班」を削り、「構造設計班」を「構造設計班
特別修繕班」に改め、同「管理課」の項中「施設管理班」を削り、別表「刑事局」の「第一課」の項中「裁判員制度企画第一係」を「裁判員企画係」に改め、「裁判員制度企画第二係」を削り、同「第二課」の項中「裁判員手続第一係」を「裁判員手続係」に、「裁判員手続第二係」を「裁判員選任手続係」に改める。

付 記

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

(平成 2 8 . 2 . 2 3 総三印)

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に
関する法律の施行に伴う民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規
程の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程案
- 2 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の理由案
- 3 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照
条文

最高裁判所規程第 号

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

(民事事件記録符号規程の一部改正)

第一条 民事事件記録符号規程(平成十三年最高裁判所規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「油濁損害賠償責任制限事件

「油濁損害賠償責任制限事件

油」を 簡易確定事件

簡易確定決定に対する異議申立て提起事件

に改める。

ワ

(事件記録等保存規程の一部改正)

第二条 事件記録等保存規程(昭和三十九年最高裁判所規程第八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「債権等執行事件」の下に「簡易確定事件」を加える。

別表第一中二十六の項を二十七の項とし、十五の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五	簡易確定事件	五年	簡易確定手続開始の決定の原本 届出消費者表 簡易確定決定の原本（異議申立てにより効力を失つたものを除く。） 和解調書	三十年 三十年 三十年 三十年
----	--------	----	---	--------------------------

別表第二の三の項中「一復権の決定の原本

一」を
復権の決定の原本
簡易確定手続開始の決

定の原本

に改める。

附 則

この規程は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

理 由

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴い、民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―民事事件記録符号規程(平成十三年最高裁判所規程第一号)

新		旧	
別表	地方裁判所	別表	地方裁判所
	(略)		(同上)
	油濁損害賠償責任制限事件		油濁損害賠償責任制限事件
	簡易確定事件		(新設)
	簡易確定決定に対する異議申立て提起事件		(新設)
集ワ		集ワ	

(略)

—
(同上)

第二条関係―事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）

新

（家庭事件等の特例）

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事件、督促事件、保全命令事件、債権等執行事件、簡易確定事件及び附随事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
一、十四（略）		
十五 簡易確定事件	五年	簡易確定手続開始の決定の原本 三十年

旧

（家庭事件等の特例）

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事件、督促事件、保全命令事件、債権等執行事件及び附随事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
一、十四（同上）		
（新設）		

別表第二（上訴裁判所で保存する事件番額の保存期間）

十六	(略)	届出消費者表 簡易確定決定の 原本（異議申立 てにより効力を 失つたものを除 く。） 和解調書 三十年 三十年
十七	(略)	
十八	(略)	
十九	(略)	
二十	(略)	
二十一	(略)	
二十二	(略)	
二十三	(略)	
二十四	(略)	
二十五	(略)	
二十六	(略)	

別表第二（同上）
別表第二（上訴裁判所で保存する事件番額の保存期間）

十五	(同上)	
十六	(同上)	
十七	(同上)	
十八	(同上)	
十九	(同上)	
二十	(同上)	
二十一	(同上)	
二十二	(同上)	
二十三	(同上)	
二十四	(同上)	
二十五	(同上)	

一・二	裁判書の種類		保存期間
	(略)	(略)	
三	民事抗告事件 民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件 少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反特別抗告事件 裁判官の分限抗告事件	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		借地非訟事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定の原本 破産手続開始の決定の原本 破産法第二百五十二条第一項及び第二項の免責許可の決定の原本 民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本 破産法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本 復権の決定の原本 簡易確定手続開始の決定の原本 執行認許の決定の原本 家事審判事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。）	

一・二	裁判書の種類		保存期間
	(同上)	(同上)	
三	民事抗告事件 民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件 少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反特別抗告事件 裁判官の分限抗告事件	(同上)	(同上)
		(同上)	(同上)
		(同上)	(同上)
		(同上)	(同上)
		借地非訟事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定の原本 破産手続開始の決定の原本 破産法第二百五十二条第一項及び第二項の免責許可の決定の原本 民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本 破産法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本 復権の決定の原本 執行認許の決定の原本 家事審判事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 子の返還申立事件の終局決定	

四・五 (略)		
	(略)	子の返還申立事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百七条第四項の終局決定を変更する決定又は同条第五項の決定（同条第一項の規定により終局決定を変更する決定をいう。）を変更する決定の原本 訴訟等の費用の額の確定の決定の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立ての決定の原本 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本

四・五 (同上)		
	(同上)	の原本（抗告を却下するものを除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百七条第四項の終局決定を変更する決定又は同条第五項の決定（同条第一項の規定により終局決定を変更する決定をいう。）を変更する決定の原本 訴訟等の費用の額の確定の決定の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立ての決定の原本 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本

(平成 2 8 . 2 . 2 3 民二印)

民事調停委員，司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 以下の各期日において，各地方裁判所の定める日
①につき，平成 2 8 年 4 月から同年 7 月までの間及び必要がある場合には更に同年 1 0 月から同年 1 2 月までの間
②から⑥までにつき，平成 2 8 年 6 月から平成 2 9 年 3 月までの間
⑦につき，平成 2 9 年 1 月から同年 3 月までの間
- 3 場所 各地方裁判所の本庁，支部又は管内の簡易裁判所
- 4 研修会・研究会の名称等

番号	名 称	研 修 事 項 ・ 研 究 事 項	出 席 者
①	新任民事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の基本的な役割と心構え， 服務規律 (3) 民事調停に求められる役割と機能 強化 (4) 民事調停事件の処理につき必要な 基礎的知識	各地方裁判所又は管内の各簡 易裁判所の新任の民事調停委 員及びこれに準ずる民事調停 委員
②	新任民事調停委員ケース研究会	基本的な事例を題材とした模擬調停（事 前評議，事実認定及びこれに基づく解決 案の策定の各実践）	新任民事調停委員研修会に参加した，各地方裁判所又は管内 の各簡易裁判所の新任の民事 調停委員及びこれに準ずる民 事調停委員
③	民事調停委員研究会	(1) 民事調停委員としての基本姿勢 (2) 事案に応じた適切な調停運営実現 のために，民事調停委員に求められる 役割 (3) 民事調停事件の処理に必要な応用 的知識	各地方裁判所又は管内の各簡 易裁判所の民事調停委員で，任 命後，実務を二，三年程度経験 した者 各地方裁判所の定める人数
④	民事調停委員ケース研究会	応用的な事例を題材とした模擬調停（事 前評議，当事者からの事情聴取，事実認 定及びこれに基づく解決案の策定の各 実践）	各地方裁判所又は管内の各簡 易裁判所の民事調停委員 （既に民事調停委員研究会への 参加経験のある者を主に対象） 各地方裁判所の定める人数

⑤	司法委員研究会	(1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題 (3) 司法委員と裁判官の連携の在り方	各地方裁判所の司法委員となるべき者で、選任後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
⑥	簡易裁判所民事実務研究会	(1) 事実認定、解決案（和解案）の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題 (2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための庁としての取組及びその課題	・ 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 ・ 各地方裁判所の司法委員となるべき者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員 各地方裁判所の定める人数
⑦	新任司法委員研修会	(1) 司法委員制度のあらまし (2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律 (3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識	各地方裁判所において、平成29年1月1日付けで新たに選任された司法委員及びこれに準ずる司法委員

(平成 2 8 . 2 . 2 3 民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京, 大阪各地方裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 6 月から同年 1 2 月までの間の 1 日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員 各地方裁判所の定める人数

(平成 2 8 . 2 . 2 3 家二印)

家事調停委員，参与員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 以下の各期日において，各家庭裁判所の定める日
- ①につき，平成 2 8 年 4 月から同年 7 月までの間及び必要がある場合には更に同年 1 0 月から同年 1 2 月までの間
- ②から⑤までにつき，平成 2 8 年 6 月から平成 2 9 年 3 月までの間
- ⑥につき，平成 2 9 年 1 月から同年 3 月までの間
- 3 場所 各家庭裁判所の本庁又は支部
- 4 研修会・研究会の名称等

番 号	名 称	研 修 事 項・研 究 事 項	出 席 者
①	新任家事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の役割と心構え，服務規律 (3) 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識 (4) 当事者対応における基本的留意事項 (5) 家事調停の運営における職種間連携の在り方 (6) その他家事調停事件の円滑な運営のために家事調停委員が留意すべき事項	各家庭裁判所の新任の家事調停委員及びこれに準ずる家事調停委員
②	家事調停委員研究会	(1) 家事調停を取り巻く状況と手続運営上の留意点 (2) 家事調停と人事訴訟の連携の在り方 (3) 子の監護に関する処分事件の処理に関する諸問題 (4) 遺産分割事件及び寄与分事件の処理に関する諸問題 (5) 当事者対応における留意事項 (6) その他困難な家事調停事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の家事調停委員（主に在任期間が二，三年の者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
③	家事調停委員ケース研究会	(1) 夫婦関係調整に関する事例 (2) 子の監護養育に関する事例 (3) 婚姻費用分担に関する事例 (4) 遺産分割及び寄与分に関する事	各家庭裁判所の家事調停委員（既に家事調停委員研究会への参加経験のある者など，経験豊富な者を対象）

		例 (5) その他複雑困難な事例	各家庭裁判所の定める人数
④	参与員研究会	(1) 人事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 家事審判事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の参与員（主に一定の経験を積んだ者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑤	家庭裁判所家事実務研究会	(1) 家事調停事件の適正妥当な処理を図るため、家事調停委員が留意すべき事項 (2) 家事審判事件及び人事訴訟事件の適正妥当な処理を図るため、参与員が留意すべき事項 (3) 家庭裁判所の紛争解決機能を強化するための家事審判及び人事訴訟事件と家事調停事件の運営の在り方	(1) 各家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟事件担当の裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官 各家庭裁判所の定める人数 (2) 各家庭裁判所の参与員及び家事調停委員（主に各庁において指導的、中心的な役割を果たしている者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑥	新任参与員研修会	(1) 参与員制度のあらまし (2) 参与員としての役割及び心構え (3) 参与員として必要な家事事件手続法及び人事訴訟法の基礎知識	各家庭裁判所において、平成29年1月1日付けで新たに選任された参与員及びこれに準ずる参与員